別表十七(三の九)の記載要領第十号中「第22条の11第13項各号（」を「第22条の11第30項各号（」に、「第22条の76第11項各号（」を「第22条の76第28項各号（」に、「第22条の11第13項各号列記以外の部分又は第22条の76第11項各号列記以外の部分」を「第22条の11第30項各号列記以外の部分又は第22条の76第28項各号列記以外の部分」に、「第22条の11第14項又は第22条の76第12項」を「第22条の11第31項又は第22条の76第29項」に改め、同第十一号を次のように改める。

11　「⑷のうち短期売買商品等損失額を減少させるために行つた一定のデリバティブ取引に係る損益の額（⑷2に該当するものを除く。）⑷3」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　⑵の場合以外の場合には、法第61条第１項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する短期売買商品等に相当する資産の価額の変動に伴つて生ずるおそれのある損失を減少させるために行つたデリバティブ取引（法第61条の５第１項（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定するデリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）に係る利益の額又は損失の額（租税特別措置法施行規則第22条の11第35項において準用する同条第31項又は同令第22条の76第33項において準用する同条第29項の規定の適用を受ける場合には、当該事業年度において行つた全てのデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額）を記載すること。

⑵　内国法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号。以下この号及び第16号において「平成31年改正法」という。）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の６第６項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の90第６項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、平成31年改正法第２条の規定による改正前の法人税法第61条第１項（短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する短期売買商品に相当する資産の価額の変動に伴つて生ずるおそれのある損失を減少させるために行つたデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年財務省令第14号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第22条の11第18項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）において準用する同条第14項又は同令第22条の76第16項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）において準用する同条第12項の規定の適用を受ける場合には、当該事業年度において行つた全てのデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額）を記載すること。

別表十七(三の九)の記載要領第十五号中「第22条の11第21項」を「第22条の11第38項」に、「同条第13項各号又は」を「同条第30項各号又は」に、「第22条の76第19項」を「第22条の76第36項」に、「同条第11項各号に」を「同条第28項各号に」に、「同条第13項各号列記以外の部分」を「同条第30項各号列記以外の部分」に、「同条第11項各号列記以外の部分」を「同条第28項各号列記以外の部分」に、「同条第14項」を「同条第31項」に、「同条第12項」を「同条第29項」に改め、同第十六号を同第十七号とし、同第十五号の次に次の１号を加える。

16　「保険所得」の各欄は、内国法人が平成31年改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の６第６項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の90第６項の規定の適用を受ける場合には、記載しないこと。

別表十七(三の九)付表の表中「(別表十七(三の九)「10」＋「22」＋「30」＋(「33」－「36」)＋「41」＋「48」＋「51」)＋(3)＋⑬＋(㉓－㉗)」を「(別表十七(三の九)「10」＋「22」＋「30」＋(「33」－「36」)＋「41」＋「48」＋「51」＋「61」)＋(3)＋⑬＋(㉓－㉗)」に改め、同表の記載要領第11号中「第39条の17の３第18項各号又は第39条の117の２第18項各号」を「第39条の17の３第20項各号又は第39条の117の２第20項各号」に改め、同第13号中「第39条の17の３第28項又は第39条の117の２第28項」を「第39条の17の３第30項又は第39条の117の２第30項」に改め、同第14号中「第39条の17の３第29項又は第39条の117の２第29項」を「第39条の17の３第31項又は第39条の117の２第31項」に改める。

別表十七(三の十)の表中「外国金融子会社等に係る金融子会社等部分適用対象金額及び特定所得の金額の計算等に関する明細書」を「外国金融子会社等に係る金融子会社等部分適用対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する明細書」に、「⑷0＋(別表十七(三の十)付表「11」＋「41」)」を「⑷0＋(別表十七(三の十)付表「11」＋「42」)」に、「金融子会社等部分適用対象損失額の当期控除額(別表十七(三の十)付表「43」の計)」を「金融子会社等部分適用対象損失額の当期控除額(別表十七(三の十)付表「44の計」)」に改める。

別表十七(三の十)付表の表を次のように改める。